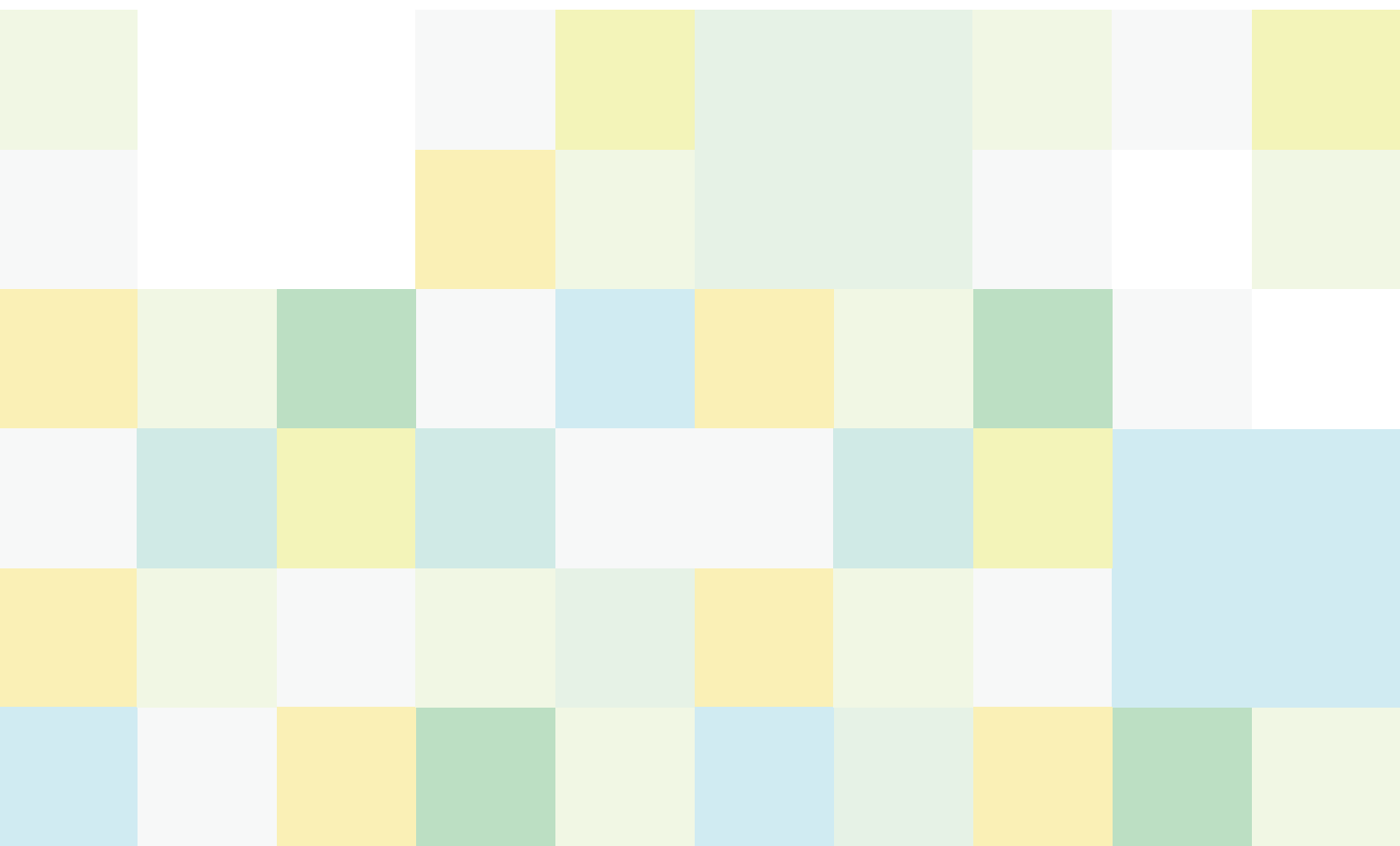


# 足立区 バリアフリー 地区別計画

江北周辺地区編



都市建設部都市計画課  
ユニバーサルデザイン担当課  
発行日:令和3年3月



# 目次

## 第1章 地区別計画の概要

1	バリアフリー地区別計画の位置づけ	1
(1)	バリアフリー基本構想とは	1
(2)	足立区におけるバリアフリー基本構想	1
(3)	バリアフリー推進計画で定めた10か所の特定地域	3
2	地区別計画の内容	4
(1)	地区別計画におけるバリアフリー化の進め方	4
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法	6
(3)	生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法	7
3	地区別計画策定後の進め方	9
(1)	特定事業計画書の作成	9
(2)	特定事業の進行管理	9
(3)	利用者意見の反映	9

## 第2章 江北周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1	地区別計画（江北周辺地区）の策定にいたる経緯	12
---	------------------------	----

## 第3章 江北周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1	江北周辺地区のバリアフリーの現状と課題	14
(1)	江北周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化	14
(2)	江北周辺地区のバリアフリー化の課題	17
2	江北周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針	19
3	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	20
(1)	生活関連施設の設定	20
(2)	生活関連経路の設定	21
(3)	重点整備地区の範囲の設定	21
(4)	生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定	25
(5)	ハード系の特定事業でのバリアフリー化に向けた特定事業の設定	26
(6)	ソフト面での特定事業の設定	43

## 資料編

資料1	地区の概況	47
資料2	検討の経緯	49
資料3	足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要	50
資料4	足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧	74

## 主な用語の説明


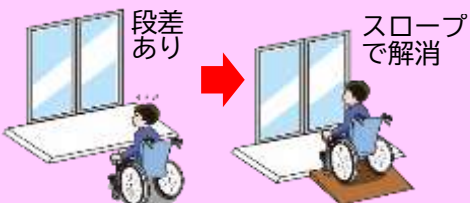
### 【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

### 【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例		

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

### 【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

### 「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

# 第1章 地区別計画の概要

## 1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

### (1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

バリアフリー新法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成することができる」としています。

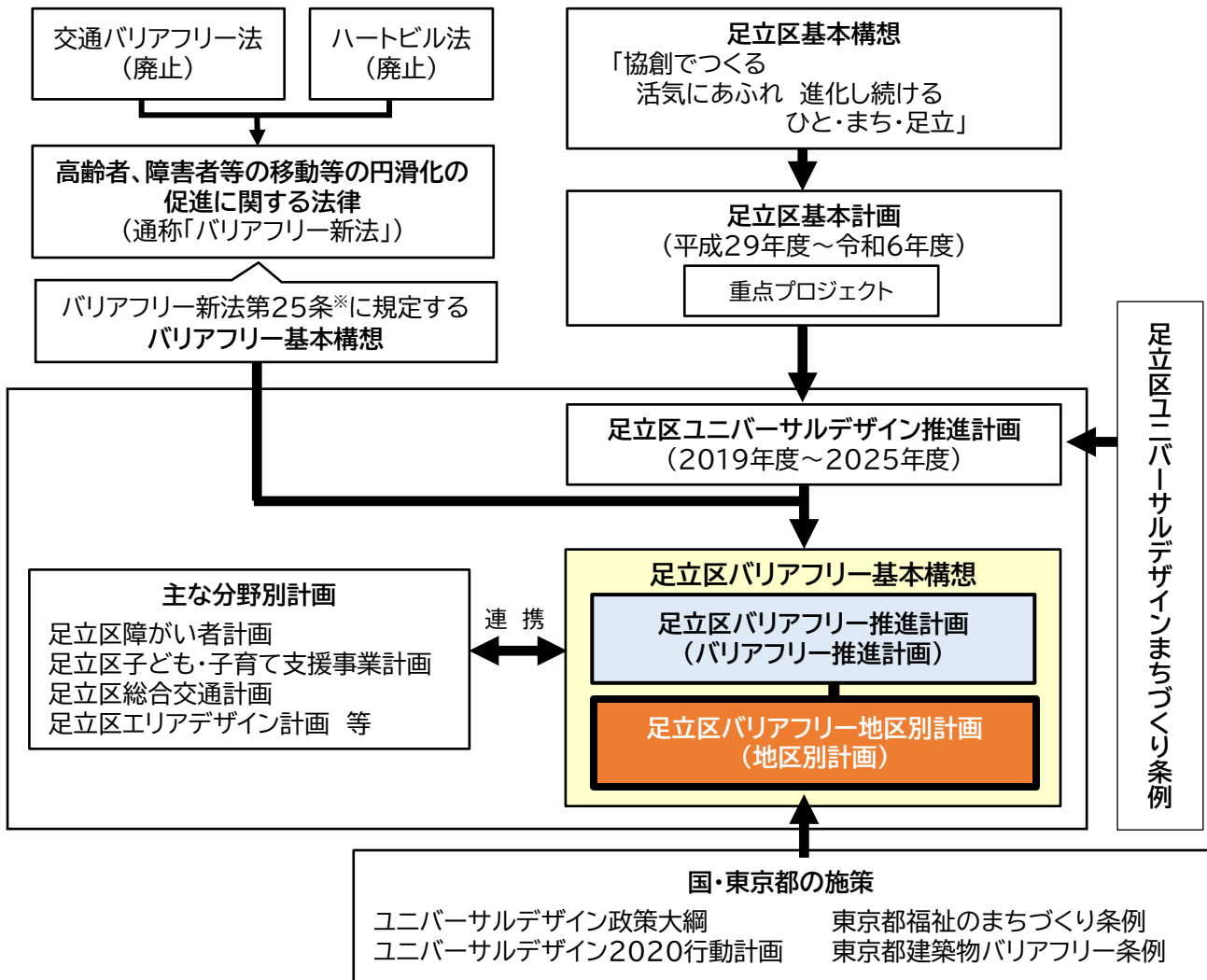
### (2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー新法第25条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※バリアフリー新法第25条

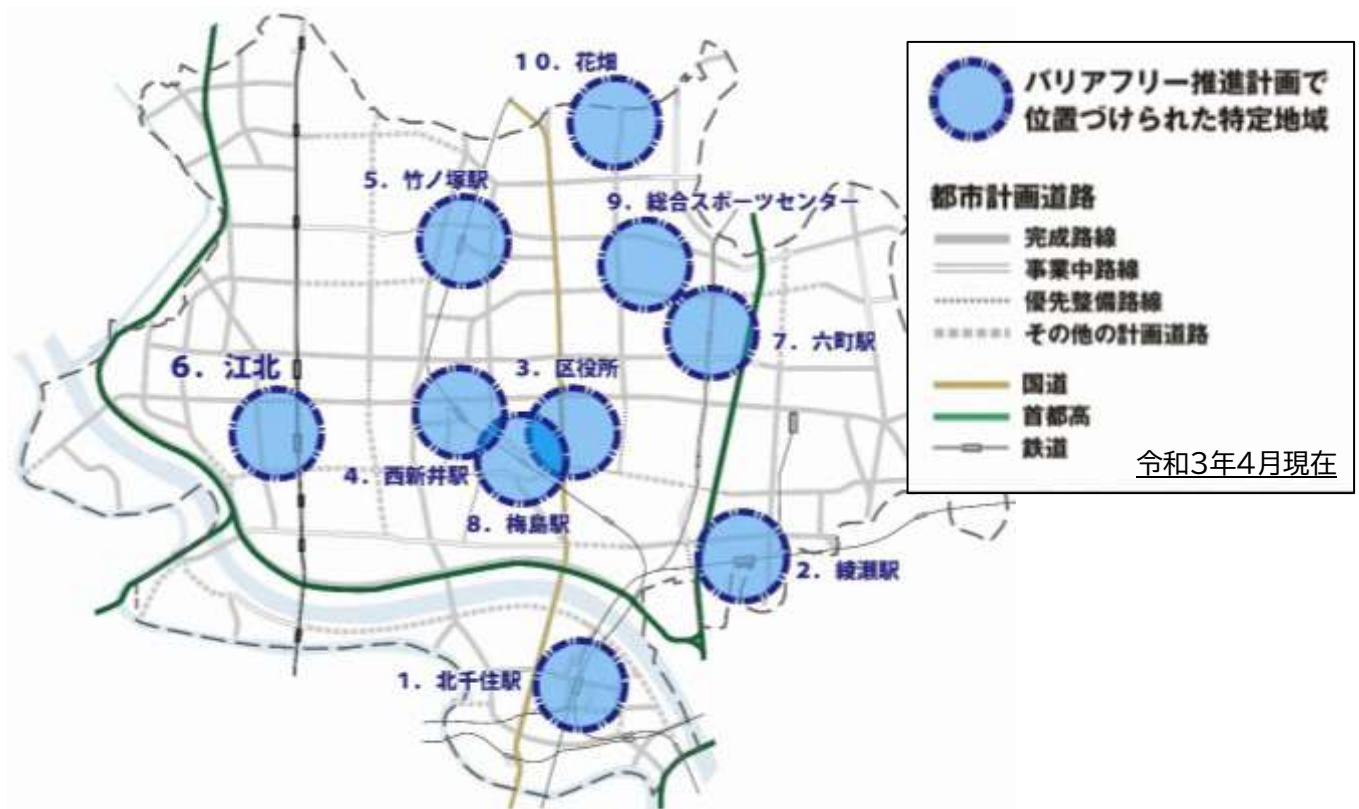
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができる。

### (3) バリアフリー推進計画で定めた10か所の特定地域

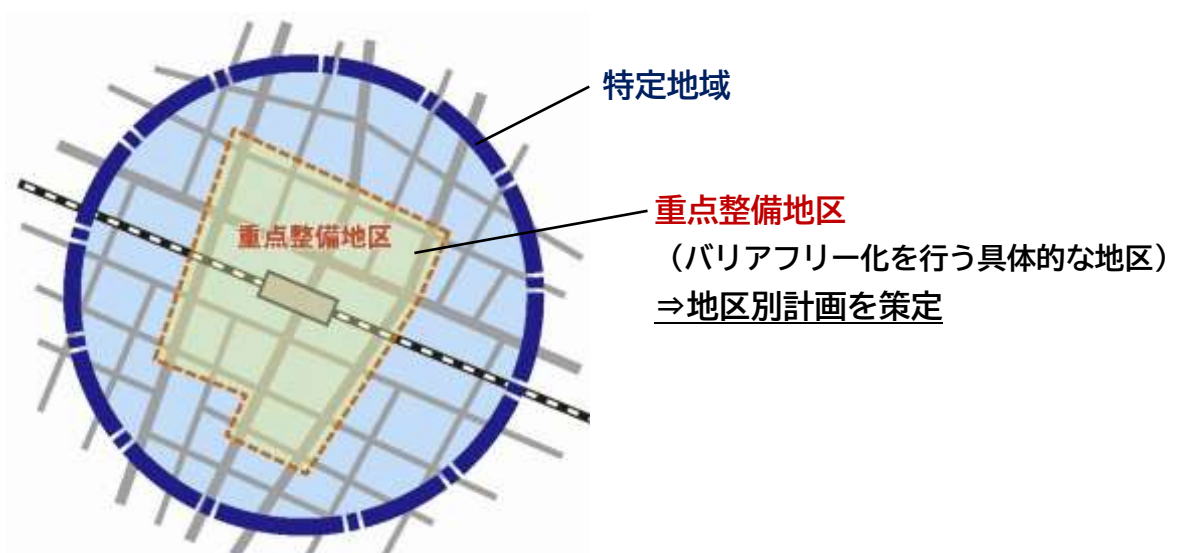
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定します。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



## 2 地区別計画の内容

---

### (1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー新法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。

#### ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

#### イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

#### ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー新法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を以下の通り設定します。

##### (ア) 「生活関連施設」(「バリアフリー新法第2条第20号の2イ」)

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

##### (イ) 「生活関連経路」(「バリアフリー新法第2条第20号の2ロ」)

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

##### (ウ) 「重点整備地区」(「バリアフリー新法第2条第21号」)

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定範囲です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法はP.6に示します。

#### エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業※につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法はP.7に示します。

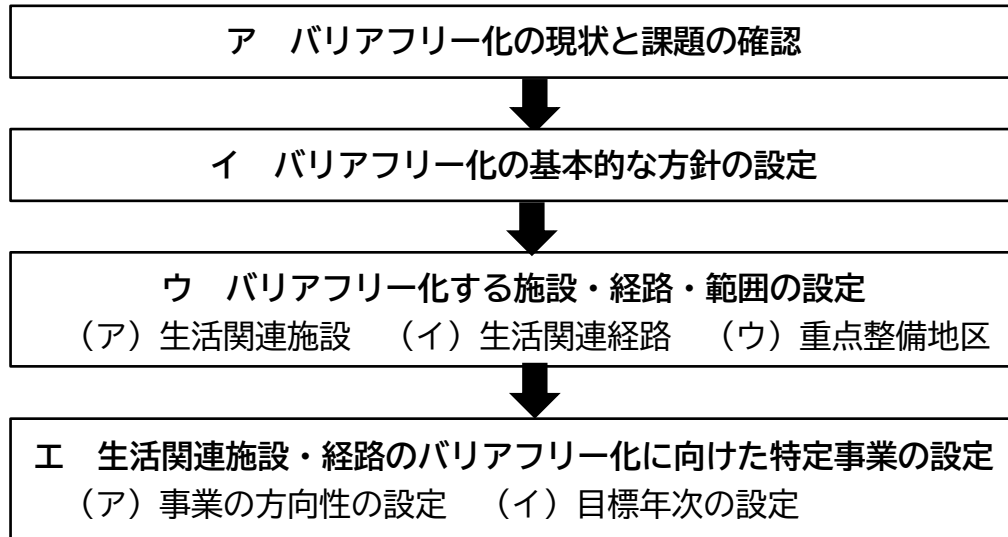
##### (ア) 特定事業の方向性の設定

##### (イ) 目標時期の設定

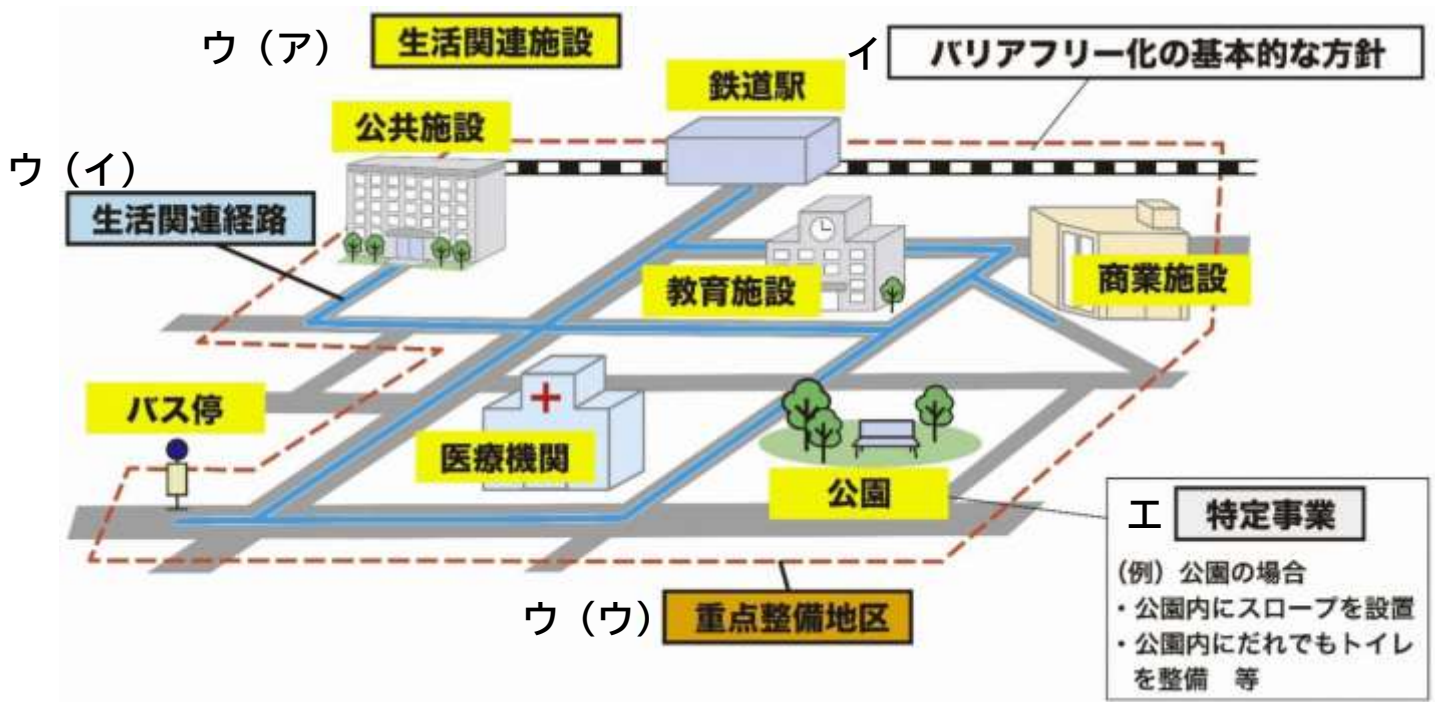
#### ※特定事業(バリアフリー新法第2条第22号)

バリアフリー新法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ





## (2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー新法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

### ア 生活関連施設（「バリアフリー新法第2条第20号の2イ」）

バリアフリー新法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー新法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅 <sup>※1</sup>
公園	公園	近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約1ha以上の街区公園 <sup>※2</sup>
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関等	病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店 <sup>※3</sup>
	教育施設等	小学校、中学校、幼稚園、保育所

※1 バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※2 地震防災対策特別措置法に基づく避難地等に係る基準において定められている地震災害時に主として近隣の住民が避難する公共空地の面積

※3 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

### イ 生活関連経路（「バリアフリー新法第2条第20号の2ロ」にて定義）

バリアフリー新法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

### ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー新法第2条第21号」にて定義）

バリアフリー新法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

## （3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー新法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー新法第2条第22号）といいます。特定事業は、次頁の表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

### ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を設定します。なお、建築物特定事業については生活関連施設のうち、区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

### イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

<p>短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業          長期：短期には位置づけられないが長期的な取組みによって、事業完了を目指す事業</p>
--

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
<b>【ハード系の特定事業】</b>		
公共交通特定事業 (バリアフリー新法 第28条)	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの設置</li> <li>視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置</li> <li>誰もが利用できるトイレの設置</li> <li>ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策</li> <li>バス停に上屋やベンチの設置</li> <li>バス・鉄道車両のバリアフリー化 等</li> </ul>
道路特定事業 (バリアフリー新法 第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の段差・勾配の改善</li> <li>歩道の平坦性の確保</li> <li>視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等</li> </ul>
都市公園特定事業 (バリアフリー新法 第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路の幅員の確保、傾斜路の設置</li> <li>誰もが利用できるトイレの設置</li> <li>障がい者用の駐車スペースの整備 等</li> </ul>
建築物特定事業 (バリアフリー新法 第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口・廊下等の幅員の確保</li> <li>階段の手すりの設置</li> <li>誰もが利用できるトイレの設置</li> <li>障がい者用の駐車スペースの整備 等</li> </ul>
交通安全特定事業 (バリアフリー新法 第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備</li> <li>道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備</li> <li>違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等</li> </ul>
その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者案内サインの設置 等</li> </ul>
<b>【ソフト系の特定事業】</b>		
教育啓発特定事業 (バリアフリー新法 第36条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校におけるバリアフリー教室の開催</li> <li>障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催</li> <li>交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等</li> </ul>

### 3 地区別計画策定後の進め方

#### (1) 特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した国・都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー新法第25条に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

#### (2) 特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

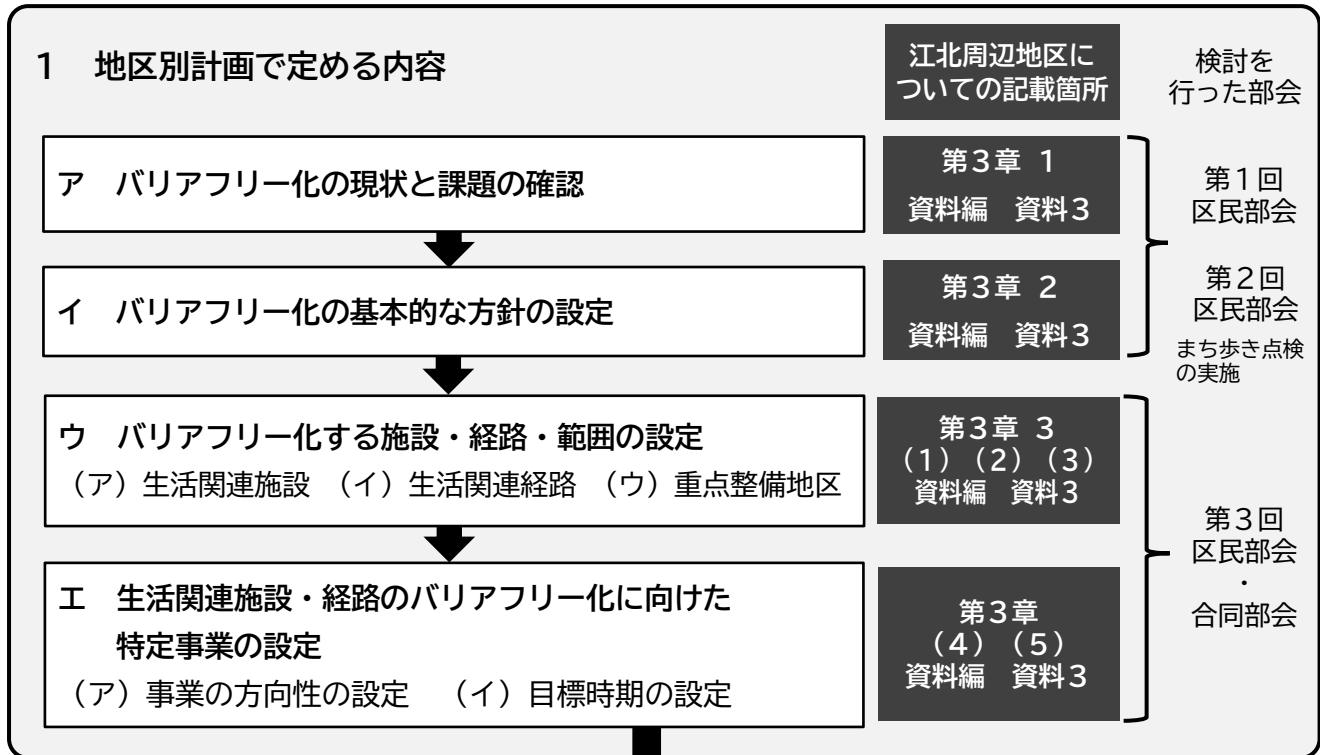
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料4参照）において、PDCAサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。

#### (3) 利用者意見の反映

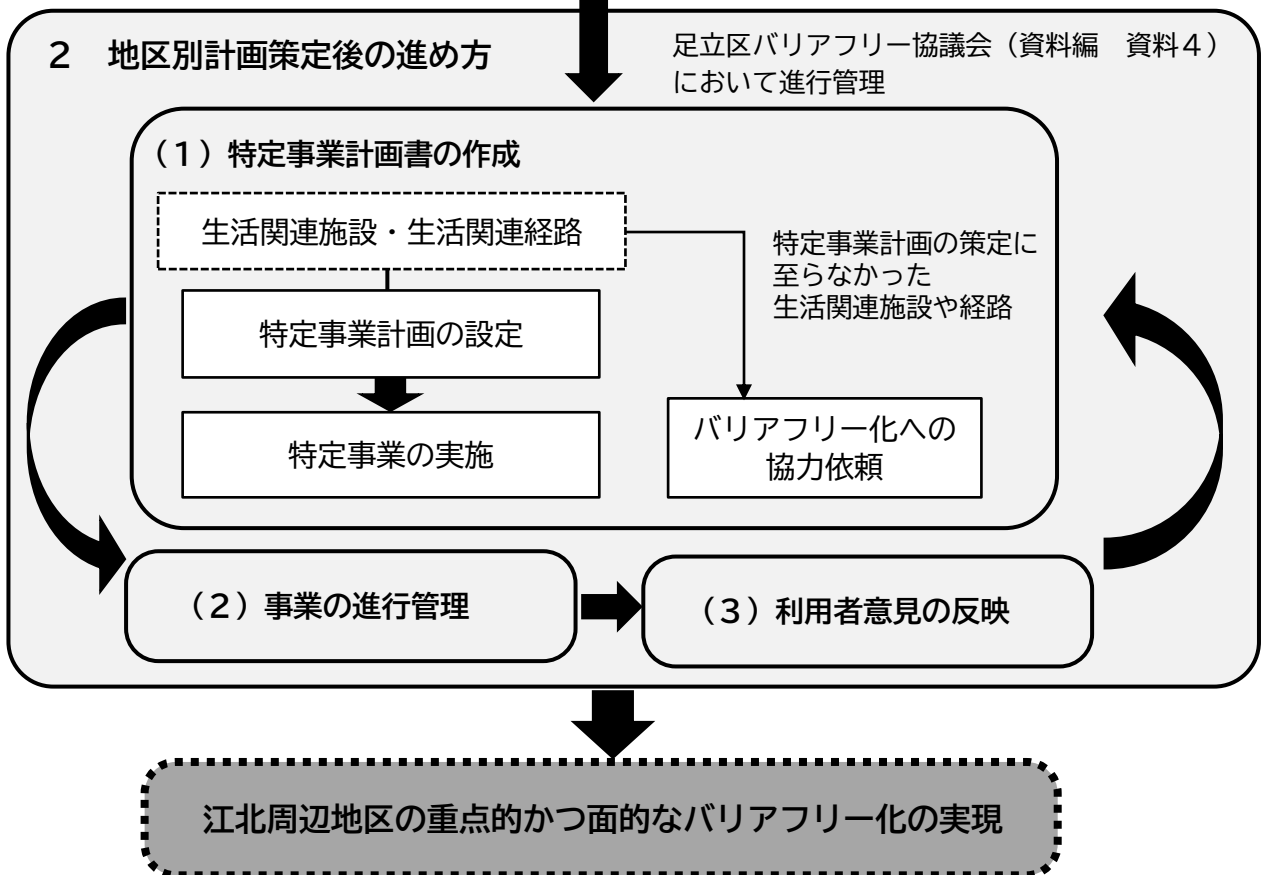
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリー新法第25条の2にある「バリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合」など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

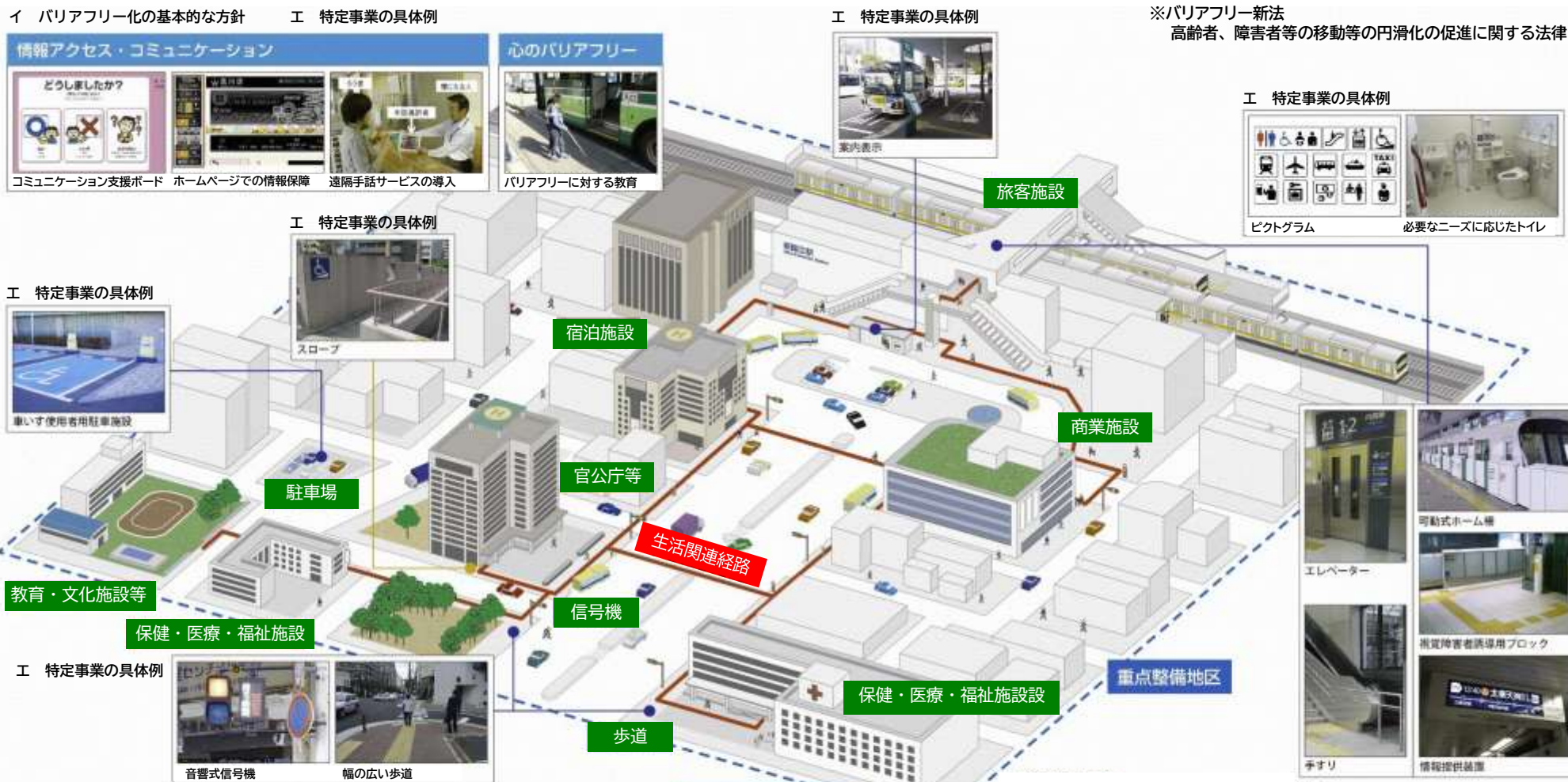
地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



地区別計画策定後



(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ



※バリアフリー新法  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【地区別計画の内容】

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>ア バリアフリー化の現状と課題の確認</p> <p>イ バリアフリー化の基本的な方針の設定</p> | <p>ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定</p> <p>(ア) 生活関連施設</p> <p>(イ) 生活関連経路</p> <p>(ウ) 重点整備地区の区域</p> | <p>エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定</p> <p>(ア) 特定事業の方向性の設定</p> <p>(イ) 目標時期の設定</p> |
|--|--|---|

※バリアフリー新法第25条  
市区町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市区町村の重点整備地区について、移動等円滑化にかかる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（ここでは、計画）を作成することができる。

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

## 第2章 江北周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

### 1 地区別計画（江北周辺地区）の策定にいたる経緯

バリアフリー推進計画には、バリアフリー新法に基づき、10か所の特定地域を定めた上で、多くの人移動する区内の主要な鉄道駅周辺における面的なバリアフリー化を行うための地区別計画策定の開始時期を記載し、実施に向けて検討を重ねていました。

しかしながら現在、地区内の大規模開発計画や事業完了時期の他、バリアフリーの面的な整備を行うための足掛かりとなるまちづくり事業が明確になっていないため、未だにバリアフリー地区別計画の策定には至っていません。

一方で江北周辺地区は、三次救急医療、地域災害拠点中核病院等に位置づけられた医療施設である東京女子医科大学附属足立医療センターを核とし、平成30年度に策定された「江北エリアデザイン計画」に基づいた、「健康」をテーマとしたまちづくりが進められています。このことから、江北周辺地域において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっているため、「足立区バリアフリー地区別計画（江北周辺地区編）」を策定します。










区内の主要な鉄道駅周辺と江北周辺地区における地区別計画策定を検討する時期について

地区名	検討を開始する時期に関する主な要素	検討を開始する時期
北千住駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅東口のエレベーター設置の目的</li> <li>東口に接する商店街通りの拡幅整備の目的</li> </ul>	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅東口の大型駅前ビル等の土地利用が未確定</li> <li>駅から主要な公共施設への主な経路の一部が、隣接する自治体内を通過</li> </ul>	駅周辺の施設計画の動向が明らかになり、隣接する自治体との協議が整った段階
西新井駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>西口駅前広場の早期改修の位置づけ</li> </ul>	駅周辺のまちづくりにあわせて
竹ノ塚駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続立体交差事業は令和5年度完了予定</li> </ul>	連続立体交差事業の完了後に駅周辺のまちづくりにあわせて
江北 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京女子医科大学附属足立医療センターが令和3年度開院予定</li> </ul>	東京女子医科大学附属足立医療センターの開院時期にあわせて

※「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成

地区別計画の策定状況



	重点整備地区 平成29年度策定 地区別計画（区役所周辺地区編）で策定済	<b>都市計画道路</b>
	重点整備地区 令和2年度策定 本計画により策定	 完成路線
		 事業中路線
		 優先整備路線
		 その他の計画道路
		 国道
		 首都高
		 鉄道
		令和3年4月現在



## 第3章 江北周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

本章では、江北周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定に至った経緯を踏まえ、「第1章2 地区別計画の内容」で示した手順に従って、江北周辺地区におけるバリアフリー化の状況や課題を整理、生活関連施設、経路及び特定事業を設定し、バリアフリー化の方針を示します。

### 1 江北周辺地区のバリアフリーの現状と課題

#### (1) 江北周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

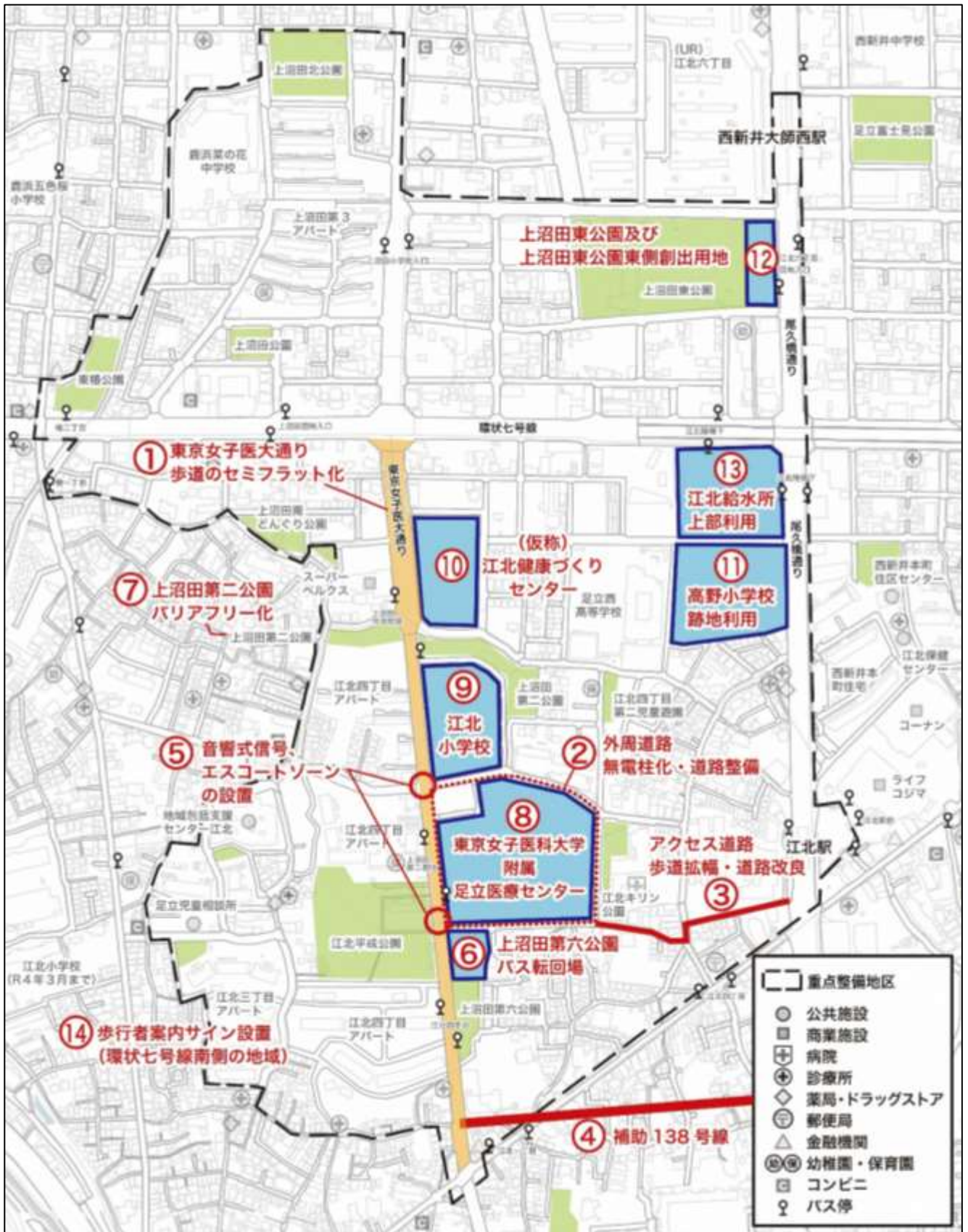
江北周辺地区は区の西部に位置し、公共交通施設としては、日暮里・舎人ライナー「江北駅」や「西新井大師西駅」が立地し、東西方向には環状七号線、南北方向には尾久橋通り、東京女子医大通りが伸びています。また、複数の公園や大規模団地が立地しています。

江北周辺地区では現在、東京女子医科大学附属足立医療センターの開院に合わせたまちづくりが進んでおり、新規施設がユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう建設が進んでいます。それらと合わせて、本計画によって既存施設や道路のバリアフリー化等の事業を位置づけ、順次実施していくことで、江北周辺地区の面的なバリアフリー化を進めます。

## 江北周辺地区の主な事業

	事業実施箇所	各種計画に記載の整備方針	スケジュール
①	東京女子医大通り	歩道のセミフラット化	東京女子医科大学附属足立医療センター開院以降完成予定
②	東京女子医科大学附属足立医療センター外周道路	無電柱化に取り組む	実施に向け調整中
③	東京女子医科大学附属足立医療センターアクセス道路	歩道の拡幅及び道路の改良	実施に向け調整中
④	補助138号線	東西の移動円滑化 交流・にぎわい機能	早期整備着手に向け調整中
⑤	東京女子医科大学附属足立医療センター前交差点	音響式信号・エスコートゾーンの設置	東京女子医科大学附属足立医療センター開院までに供用開始予定
⑥	上沼田第六公園	交流・にぎわい機能 バス転回場整備	東京女子医科大学附属足立医療センター開院までに供用開始予定
⑦	上沼田第二公園	バリアフリー化	令和4年度開園予定
⑧	東京女子医科大学附属足立医療センター	土地貸与	令和3年度開院予定
⑨	江北小学校	統合小学校	令和4年度開校予定
⑩	(仮称) 江北健康づくりセンター	江北保健センター及び休日診療所 医療介護連携施設 多目的広場	令和5年度開設予定
⑪	高野小学校跡地利用	サッカー等ができる人工芝の多目的広場	令和6年度開場に向け調整中
⑫	上沼田東公園及び同公園東側創出用地	スポーツ機能向上 地域交流機能	上沼田東公園は令和6年度開園に向け調整中 上沼田東公園東側創出用地は、事業実施に向け調整中
⑬	江北給水所上部利用	高野小学校跡地利用事業との機能連携を要望	東京都水道局と調整中
⑭	歩行者案内サイン設置 (環状七号線南側)	歩行者案内サインを設置	東京女子医科大学附属足立医療センター開院時期に合わせて設置予定

江北周辺地区の主な事業



## (2) 江北周辺地区のバリアフリー化の課題

江北周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通、道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、まち歩き点検（詳細は資料3のP53を参照）を行いました。まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

江北周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状及び課題
種別	内容	
公共交通	鉄道駅	日暮里・舎人ライナーの江北駅及び西新井大師西駅には、エレベーター、だれでもトイレ、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されている。
	バス停	法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。
		主要な道路からバス停までの視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。
バス	足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両など、バスの利用環境の向上について、計画が示されている。	
道路等	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
		歩道に車止めが設置されており、視覚障がい者がぶつかる可能性がある。
	歩道の平坦性	歩道が傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		横断歩道に接する歩道と車道の段差が低く、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。
		歩道に凹凸がある箇所がある。
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
	電柱	路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。
	信号機	交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
標識	主要な施設にアクセスしやすいよう、案内標識があるとよい。	

江北周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状及び課題
種別	内容	
公園	公園全体	公園全体が周辺の道路より高いため出入口に段差や急勾配な部分があり、全体的な改善が必要な公園がある。
	出入口や園路	出入口に段差や急な坂、車止め等により簡単に入れない箇所がある。
		園路などに段差や凹凸や、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が歩きにくい箇所がある。
	トイレ (設置箇所における)	洋式トイレが1つもない公園がある。
		障がい者対応トイレがない公園がある。
		換気が良くないトイレがある。
		トイレ内に大型ベッドやベビーベッドがあるとよい。
		トイレの出入口は、防犯上の危険がないようにしてほしい。
		トイレ内に非常を通知できる機能(ボタン等)があるとよい。
	誘導用ブロック	公園の出入口からトイレまでに視覚障がい者誘導用シートやブロックが敷設されているが、公園の正面出入口ではない、その他の出入口から敷設されており、迷いやすい。
設備	設置位置や向き、舗装の種類などによって車椅子や歩行車等でアクセスしにくいベンチがあり、利用が限られてしまう。	
	公園の園路沿いに設置されたベンチを歩行中の休憩で使う場合は、背もたれがあるとよい。	
	水道(水飲み場)が設置されていない公園がある。	
案内板	公園全体の案内看板がない公園がある。	
その他	案内サイン	主要な施設にアクセスしやすいよう、案内標識があるとよい。
	歩道	歩道上に樹木の枝や店の旗などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。
	自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。

## 2 江北周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

本計画では、バリアフリー新法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の3点を江北周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

### 基本方針1

東京女子医科大学附属足立医療センターを中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

### 基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が公共交通から東京女子医科大学附属足立医療センター周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

### 基本方針3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。

### 3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

#### (1) 生活関連施設の設定

第1章2(2)アの通り、江北周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

江北周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

生活関連施設		江北周辺地区内の対象となる施設
種別	種類	
公共交通	特定旅客施設	江北駅
		西新井大師西駅
公園	都市公園	○ 上沼田北公園
		○ 上沼田東公園
		○ 上沼田公園
		○ 東椿公園
		○ 上沼田南どんぐり公園
		○ 上沼田第二公園
		○ 江北麒麟公園
		○ 江北平成公園
		○ 上沼田第六公園（バス転回場含む）
建築物	公共施設	○ 地域包括支援センター江北
		足立児童相談所
		○ （仮称）江北健康づくりセンター
	文化・スポーツ施設	○ 高野小学校跡地
		○ 上沼田東公園東側創出用地
	医療機関等	東京女子医科大学附属足立医療センター
	商業施設	スーパーバルクス
	金融機関	瀧野川信用金庫 江北支店
郵便局	足立江北四郵便局	
教育施設等	○ 江北小学校	
	○ 鹿浜菜の花中学校	

## (2) 生活関連経路の設定

第1章2(2)イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を江北周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りのバス停または駅とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

江北周辺地区の生活関連経路は、主に下記に示す主要道路の他に、23ページに示す道路等とします。

都道：都道318号線（環状七号線） 都道58号線（尾久橋通り）

区道：区道足立8号線（東京女子医大通り）等の地区内の区道

生活関連経路の総延長：約9,018m

## (3) 重点整備地区の範囲の設定

第1章2(2)ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに江北周辺地区における重点整備地区の範囲を設定します。

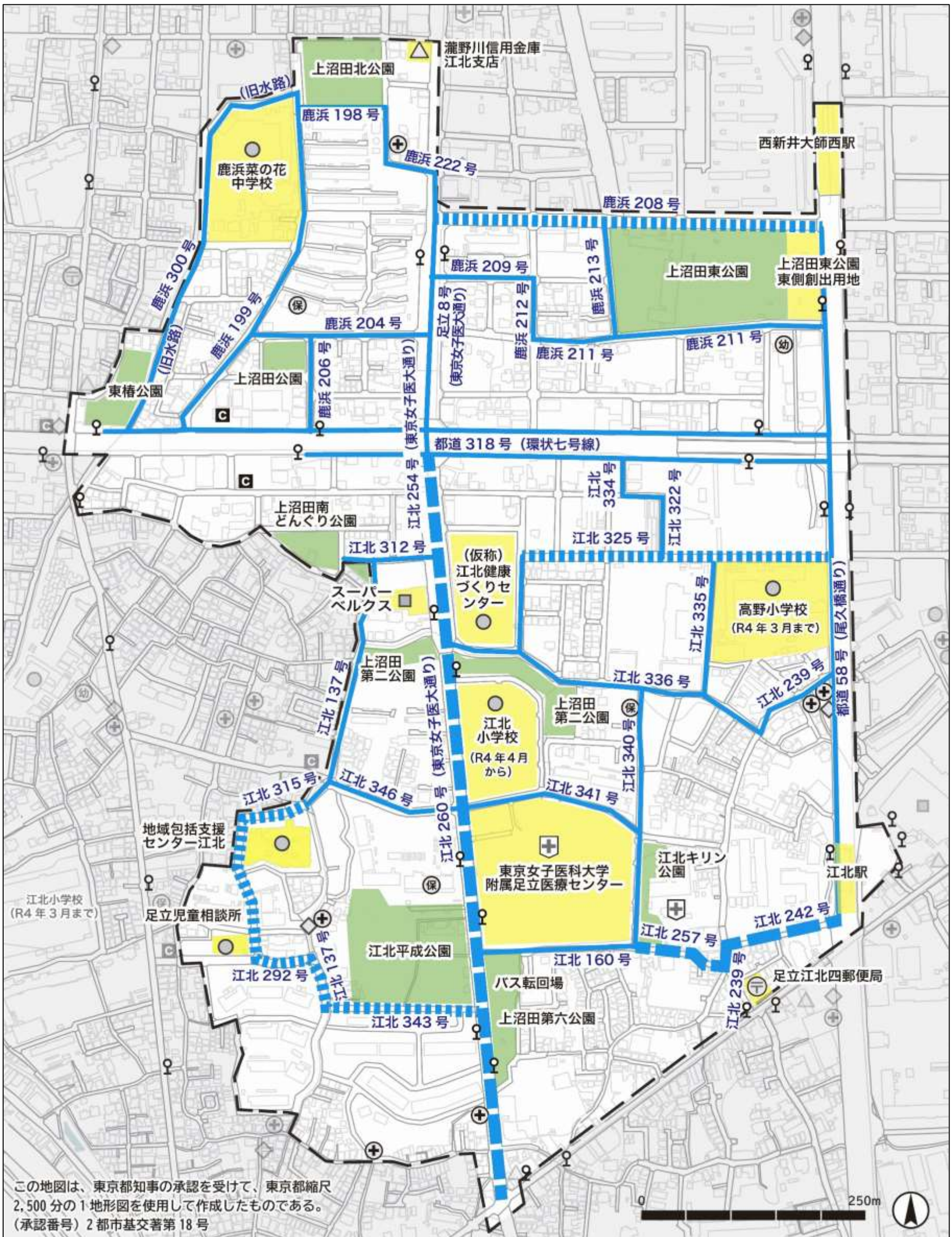
- ・ 東京女子医科大学附属足立医療センターを中心に半径500～1,000mの徒歩圏とする
- ・ 地形地物（幹線道路—都道（環状七号線、尾久橋通り））や町丁界を考慮する
- ・ 生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲とする

本計画の重点整備地区（面積：約77.7ha）は、23ページ（■■■■線部）の範囲とします。





重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



凡例

- 生活関連施設
- 生活関連施設 (公園)
- 生活関連経路
- 生活関連経路 (事業完了目標時期 - 短期)
- 生活関連経路 (事業完了目標時期 - 長期)
- 江北○○号  
足立○○号 道路路線名
- 重点整備地区

施設凡例

- 公共施設
- 商業施設
- + 病院
- + 診療所
- ◇ 薬局・ドラッグストア
- 〒 郵便局
- △ 金融機関
- 幼保 幼稚園・保育園
- C コンビニ
- ♀ バス停



#### (4) 生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2(3)に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれ目標時期を、以下の通り示します。

##### ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等を鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

##### イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」、「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

**短期** 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

**長期** 短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより事業完了を目指す事業

**順次** 地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗状況や、各施設の状況に合わせて施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業

##### 必要に応じて

既にバリアフリー化された施設や軽微な改修等やその他の計画等によりバリアフリー化を行う施設において、調査、検討の上、実施する事業

(5) ハード系の特定事業でのバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

ア 公共交通特定事業（鉄道）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
江北駅 西新井大師西駅	東京都 交通局	日暮里・舎人ライナーの江北駅及び西新井大師西駅には、だれでもトイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行う。	○	○

必要に応じて実施

## イ 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	必要に応じて実施 ○ ○	
			設置するための空間が確保できるバス停には、上屋やベンチを設置します。	必要に応じて実施 ○ ○	
バス		足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	必要に応じて実施 ○ ○	

ウ 道路特定事業

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
都道318号 (環状七号線)	東京都	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所があり、 ベビーカーや車椅子等が 通行しにくい箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
		歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所が ある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		
			横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。			
		電柱	歩道上に電柱があるた め、通行部分が狭くなっ ている箇所がある。	各種計画に基づき、 無電柱化を順次実施 します。		
誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。				
都道58号 (尾久橋通り)	東京都	歩道の 幅員等	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施	○ ○
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施	○ ○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
江北254号 江北260号 (東京女子医大 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		○
		歩道の 平坦性	歩道が傾斜しており、ベ ビーカーや車椅子等が通 行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		
			横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
電柱	電柱が歩道上にあること で歩道の視認性が悪くな ったり、通行しにくくな る。	各種計画に基づき、 順次無電柱化を実施 します。				
鹿浜198号  鹿浜199号  鹿浜204号  鹿浜206号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。  歩道の中央部に車止め が設置され、通行する 視覚障がい者がぶつか る可能性がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施	
誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用 シートやブロックが設 置されていない箇所が ある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	○	○		



整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
鹿浜208号	足立区	歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		○
			歩道に凹凸がある箇所が ある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
鹿浜209号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 視覚障がい者誘導用 シートやブロックの 設置を含めて、円滑 に移動できる歩行空 間を整備します。	必要に応じて実施	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。			
鹿浜211号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 視覚障がい者誘導用 シートやブロックの 設置を含めて、円滑 に移動できる歩行空 間を整備します。	必要に応じて実施	○
鹿浜212号		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。			
鹿浜213号 鹿浜222号						
鹿浜300号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が傾斜しており、ベ ビーカーや車椅子等が通 行しにくい箇所がある。  横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
鹿浜300号	足立区	歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所 がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シ ートやブロックが設置 されていない箇所があ る。			
足立8号 (東京女子医大 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩 道が連続していない箇 所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 視覚障がい者誘導用 シートやブロックの 設置を含めて、円滑 に移動できる歩行空 間を整備します。	順 次 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所 がある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シ ートやブロックが設置 されていない箇所があ る。			
江北137号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩 道が連続していない箇 所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜し ており、ベビーカーや 車椅子等が通行しにく い箇所がある。			
			歩道に凹凸がある箇所 がある。			
誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シ ートやブロックが設置 されていない箇所があ る。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	必要に応じて実施 ○ ○			

整備対象経路	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
江北160号 江北239号 江北242号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	○	
		歩道の平坦性	歩道に凹凸がある箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
			歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。			
誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。				
江北257号	足立区	歩道の平坦性	横断歩道に接する歩道と車道の段差が高く、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
江北292号	足立区	歩道の平坦性	横断歩道に接する歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	必要に応じて実施	○
			横断歩道に接する歩道と車道の段差が低く、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。			

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
江北292号	足立区	歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所がある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。	必要に応じて実施	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。		○	○
江北315号	足立区	歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所がある。	路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。	必要に応じて実施	
			歩道が傾斜しており、ベ ビーカーや車椅子等が通 行しにくい箇所がある。		○	○
		歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道 が連続していない箇所が ある。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮して、 円滑に移動できる歩 行空間を整備しま す。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。			
江北325号	足立区	歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視覚 障がい者が歩道と車道の 境目がわからない箇所が ある。	現在の歩道の形状等 を考慮して、円滑に 移動できる歩行空間 を整備します。	○	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。			視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。
江北335号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が連続していない箇 所がある。	現在の道路の形状等 を考慮して、円滑に 移動できる歩行空間 の整備を検討しま す。	必要に応じて実施	
		歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所が ある。		○	○
				路面の平坦性、適切 な段差や勾配を確保 します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
江北341号	足立区	歩道の 平坦性	歩道に凹凸がある箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	
			歩道が傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。			
横断歩道に接する歩道と車道の段差が低く、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。						
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
江北343号	足立区	歩道の 幅員等	歩道に連続する空地が、道路ではなく私有地等で、バリアフリー化するための歩道の連続性の確保が困難である。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮しながら、私有地等の所有者及び管理者と協議の上、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	○	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と車道の段差が低く、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
江北346号	足立区	歩道の 幅員等	歩道に連続する空地が、 道路ではなく民有地等 で、バリアフリー化する ための歩道の連続性の確 保が困難である。	現在の歩道の幅員・ 形状等を考慮しなが ら、民有地等の所有 者及び管理者と協議 の上、円滑に移動で きる歩行空間を整備 します。		○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シ ートやブロックが設置さ れていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と 車道の段差が低く、視 覚障がい者が歩道と車 道の境目がわからない 箇所がある。	現在の歩道の形状等 を考慮して、円滑に 移動できる歩行空間 を整備します。		

工 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	信号機	交差点等で、音響機能付信号などの設置されていない箇所がある。	バリアフリー対応型信号機の整備	必要に応じて実施 ○ ○	
		交通規制 標識 路面標示	反射材料等を用いた道路標識（交通規制標識）や路面標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。また、エスコートゾーンが設置されていない箇所がある。	道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。	必要に応じて実施 ○ ○	
		違法駐車	横断歩道、バス停留所付近、歩道及び視覚障がい者誘導用ブロックやシート上の違法駐車車両が存在する。	違法駐車行為の防止のための事業を実施します。	必要に応じて実施 ○ ○	

オ 公園特定事業（都市公園）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
上沼田 第六公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	○	
		出入口や 園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
			園路などに段差や凹凸や急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が歩きにくい箇所がある。			
		設備	設置場所の状況に適した誰もが使いやすいベンチが必要である。	利用者に配慮したベンチや水道設備を設置します。		
誰もが使いやすい水道設備（水飲み場）があるとよい。						
案内 サイン	公園全体の案内板があるとよい。	公園の規模や利用状況に応じて、公園内やその周辺の案内板を設置します。				



整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
上沼田東 公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	○	○
		出入口や 園路	出入口に段差や車止めを外さないと入れない箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
			園路などに段差や凹凸や、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が歩きにくい箇所がある。			
		トイレ	障がい者対応トイレがない。	誰もが利用できるトイレを設置します。		
		誘導用 ブロック	主要な出入口から誰もが利用できるトイレまでの経路に視覚障がい者誘導用シートやブロックがあるとよい。	主な出入口から誰もが利用できるトイレまでの経路等に視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
		設備	設置場所の状況に適した、誰もが使いやすいベンチがあるとよい。	利用者に配慮したベンチや水道等設備を設置します。		
だれもが使いやすい水道（水飲み場）があるとよい。						
案内 サイン	公園全体の案内板があるとよい。	公園の規模や利用状況に応じて、公園内やその周辺の案内板を設置します。				

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
上沼田 第二公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	○	
		出入口や 園路	出入口に段差や急勾配となっている箇所がある。 園路などに段差や凹凸や幅の狭い部分があり、車椅子やベビーカー等が歩きにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	
上沼田北 公園 上沼田公園 東椿公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。		○
上沼田南 どんぐり 公園 江北麒麟 公園 江北平成 公園	足立区	公園全体	建設当時のバリアフリー等に関する法令や基準に適合していたが、現在では、出入口、園路、設備等にバリアフリー化の改善の余地がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、よりバリアフリーの効果が高く、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	順次	
					○	○

## カ 建築物特定事業

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
東京女子 医科大学 附属足立医 療センター	東京女子 医科大学	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を建築中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	
(仮称) 江北健康 づくり センター	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設案を検討中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	○
高野小学校 跡地	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設案を検討中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
江北小学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設案を検討中である。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	
			道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保し、視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
			駐車場には、障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースを設置します。		
			施設内において通路幅員の確保、エレベーター整備、階段段鼻の視認性の改善など、高齢者、障がい児・者や子ども、子育て中の方等が円滑に水平・垂直移動できるように配慮します。		
			受付や窓口カウンターは、その一部を車椅子使用者が利用できる構造とするとともに筆談用具を準備し、その旨を見やすい位置に表示します。		
			高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが利用できるトイレの設置を進めます。		
			乳幼児連れの方がおむつ交換をできるように、だれでもトイレ等を整備します。		
			誰に対しても、わかりやすい案内表示を設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
鹿浜菜の花 中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づいた施設として整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、現在の法令や基準に沿うよう安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	必要に応じて実施	
				○	○

### キ その他

歩行者案内サイン等に関するバリアフリー化の現状と課題を踏まえ、足立区歩行者案内サイン整備計画等の計画に基づき、歩行者案内サインを設置します。今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内 (歩行者案内 サイン)	足立区	主要な施設にアクセスしやすいよう、人の目につく所に案内標識があるとよい。	歩行者の円滑な移動を適正に誘導する歩行者案内サインを設置します。	○	

## (6) ソフト面での特定事業の設定

## ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画において、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等ができるようにするための理解や協力を深める育成等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等に対して、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう働きかけます。	○	○
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等への接し方や支援の方法を取得し、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
			区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、誰もが利用できるトイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	○	○

イ その他

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	足立区	歩道	歩道上に樹木の枝や店の旗などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。	必要に応じて実施 ○ ○	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	自転車利用に関するルールを周知し、区民のマナー向上を図ります。	必要に応じて実施 ○ ○	
		足立区バリアフリー推進計画において、区民一人ひとりに配慮した行動に関する「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について、指針が示されている。		医療機関、商業施設、金融機関の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	必要に応じて実施 ○ ○	

資料編





## 資料1 地区の概況

### 1 公共交通

---

鉄道は、地区内を日暮里・舎人ライナーが南北方向に走っており、江北駅及び西新井大師西駅が立地しています。

バスは、路線バス3社及び区のコミュニティバス「はるかぜ」が運行しています。また、シェアサイクルのサイクルポートが幹線道路沿いに複数立地しています。

### 2 道路

---

幹線道路としては、地区の東西方向に環状七号線、南北方向に尾久橋通り及び東京女子医大通りが走っています。

環状七号線北側は、幹線道路や公園、学校周辺を中心に歩道が設置されていますが、幅員が2m未満の歩道も多くなっています。また、歩行者専用道が2か所設置されています。

環状七号線南側は、幹線道路や学校、公園周辺を中心に歩道が設置されています。準歩道（車道と歩道が柵のみで区切られ、段差のないもの）や自主管理歩道が複数箇所に設置されています。また、歩行者専用道が2か所設置されています。

### 3 主要施設

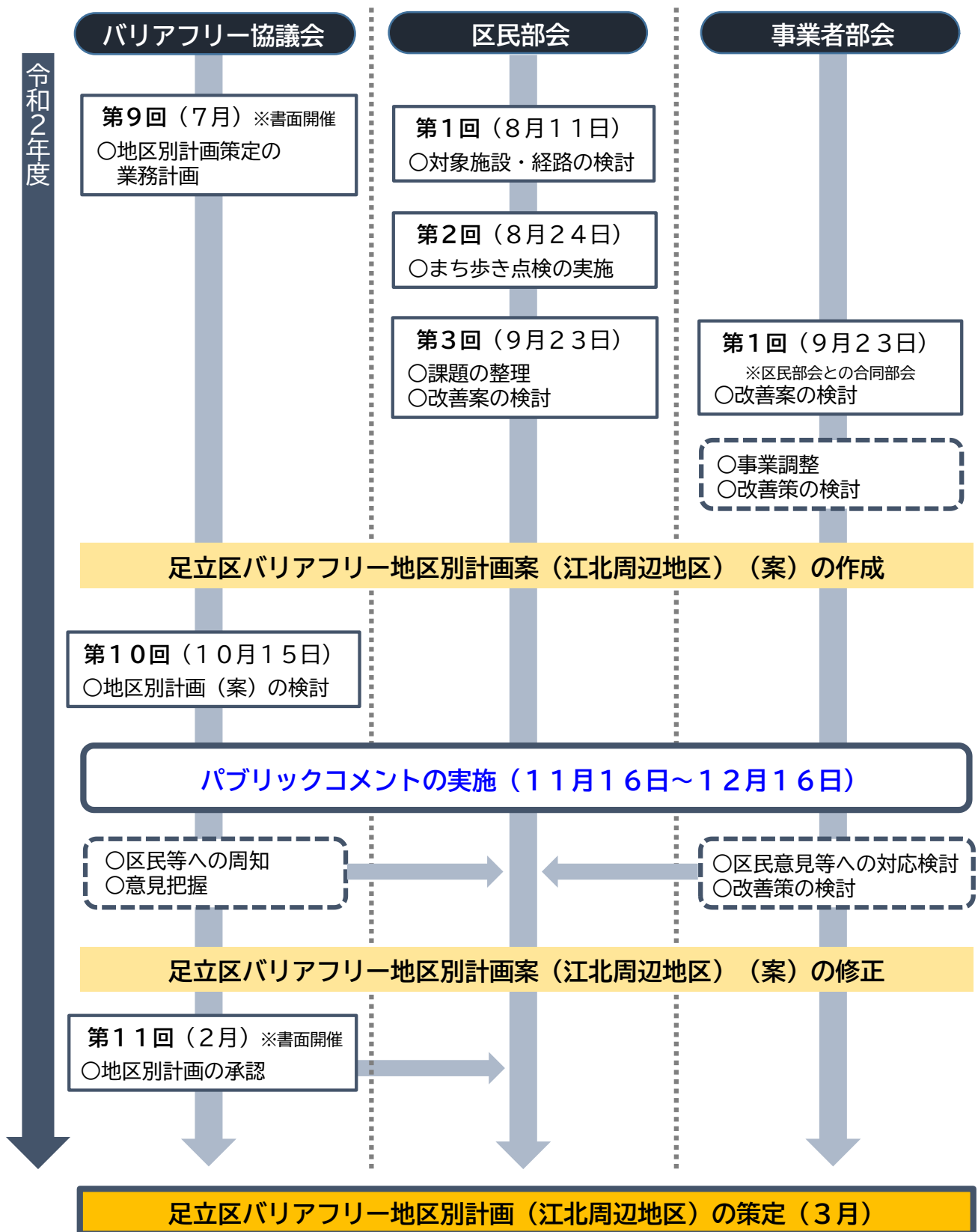
---

環状七号線北側には、西新井大師西駅周辺にUR都市再生機構の団地と区立公園が立地しています。

環状七号線南側には、複数の都営住宅や区立公園が立地しています。東京女子医科大学附属足立医療センターをはじめとした新規施設は、東京女子医大通り東側に設置されます。東京女子医大通り西側には、公共施設が複数立地しています。



資料2 検討の経緯



## 資料3 足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要

### (1) 開催概要

#### ア 区民部会

区民部会では、江北周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

#### 区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回 （令和2年8月11日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連区域・施設・経路の検討</li> <li>まち歩き点検のルート、点検ポイントの検討</li> </ul>
第2回 （令和2年8月24日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち歩き点検の実施</li> </ul>
第3回 （令和2年9月23日） ※事業者部会との合同部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化の問題点と課題の整理</li> <li>改善案の検討</li> <li>事業者部会へ改善案を提案、意見交換</li> </ul>

#### 参加団体

- ・ 足立区肢体不自由児者父母の会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 足立区パーキンソン病友の会
- ・ 足立区民生・児童委員協議会
- ・ 足立区老人クラブ連合会
- ・ オストミー協会足立分会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 足立区視力障害者福祉協会
- ・ 足立区手をつなぐ親の会
- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区ろう者協会
- ・ 国際障害者年を進める足立の会

※上記団体の他、地元区民の方2名にもご参加いただきました。





## イ 事業者部会

事業者部会は、江北周辺地区において設定されたバリアフリー化の対象施設・経路に関する事業者により構成します。

事業者部会では、区民部会で検討されたバリアフリー化の問題点や課題、改善策の提案を踏まえ、地区別計画に定める特定事業について協議を行いました。

### 区民部会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第1回 （令和2年9月23日） ※事業者部会との合同部会	・ 区民部会との意見交換

### 参加事業者

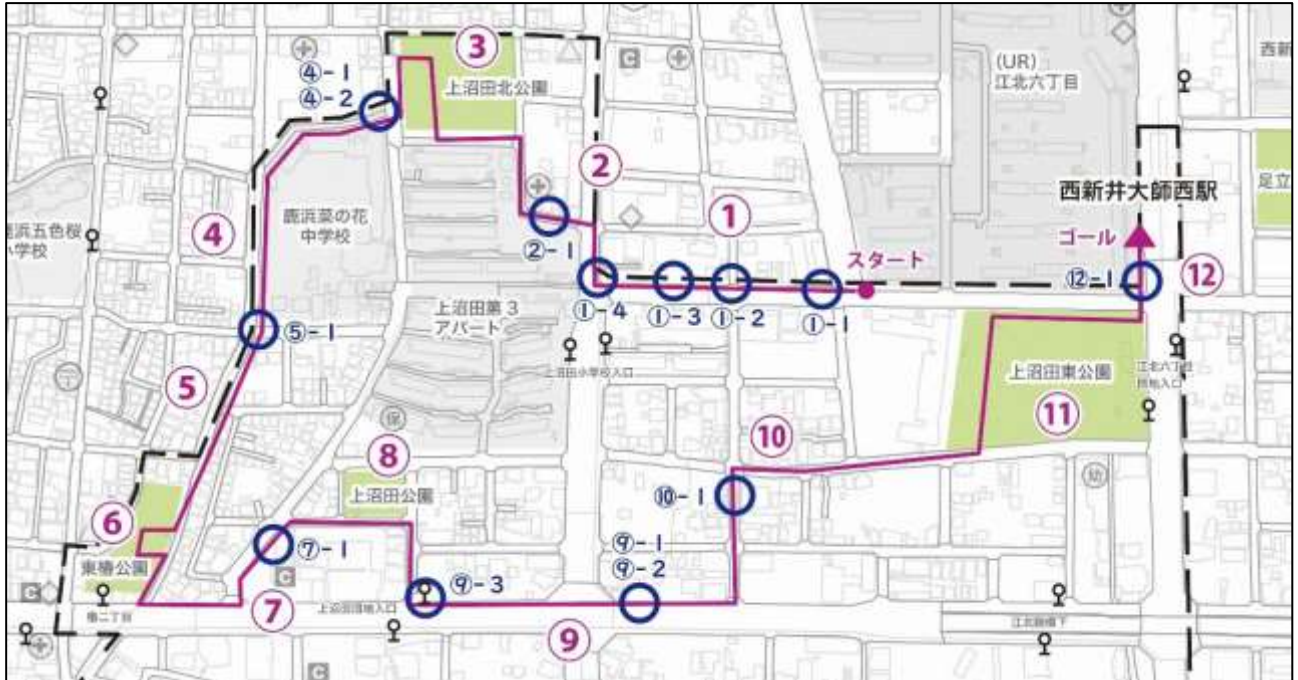
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 株式会社新日本観光自動車
- ・ 国際興業株式会社
- ・ 東京都交通局
- ・ 東京都建設局
- ・ 警視庁西新井警察署



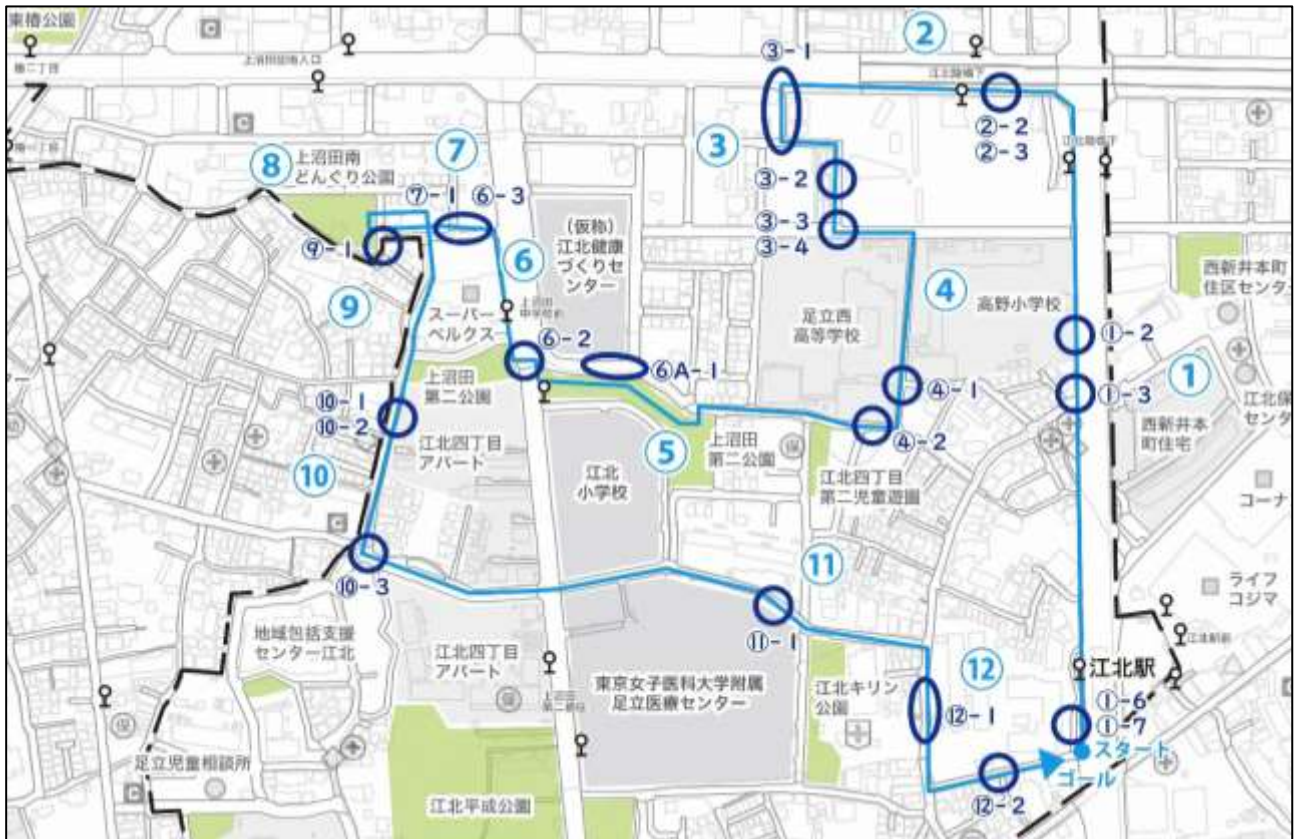
## (2) まち歩き点検等における区民意見の概要

まち歩き点検等において挙げられた主な意見について、まち歩き点検のルートごとに整理しました。挙げられた意見のうち、具体的な箇所の撮影ができた指摘事項については、場所と写真を示します。

### ルート1



### ルート2

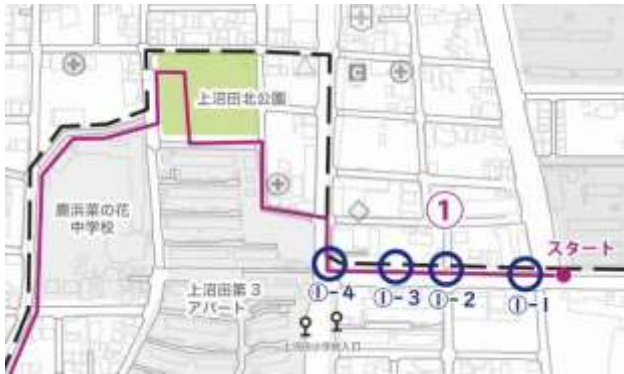




ルート3



**ルート1 ① スタート地点～東京女子医大通り**



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①-1	点字ブロックが途切れている。
①-2	交差点に信号機がない。
①-3	歩道上の真ん中に車止めが固定されており、視覚障がい者がぶつかる可能性がある。
①-4	歩道の段差が斜めに削られているのは車椅子にとっては良いが、視覚障がい者の場合は段差が分かりにくい可能性がある。



**ルート1 ② 東京女子医大通り～上沼田北公園**



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
②-1	東京女子医大通りから公園に向かうまでの歩道が狭い。

**ルート1 ③ 上沼田北公園**



③-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
③-1	入口の坂の勾配が急である。
③-2	トイレは改修が必要である。

**ルート1 ④ 鹿浜菜の花中学校北側～鹿浜菜の花中学校西側**



④-1



④-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
④-1	歩行者専用道前に車止めがあり、視覚障がい者が使う白杖では、その存在は分かると思われるが、ぶつかってしまう可能性がある。
④-2	中学校北東側の歩道が、歩行者専用道入口あたりで途切れている。

**ルート1 ⑤ 鹿浜菜の花中学校南側～東椿公園**


⑤-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑤-1	歩道が狭いところがある。家の植木などが歩道にはみ出している。

**ルート1 ⑥ 東椿公園**


⑥-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑥-1	公園内のトイレに段差があり、また身体障がい者用の手すりもなく、設備も古い。

**ルート1 ⑦ 東椿公園～上沼田公園**


⑦-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑦-1	環状七号線から入った区道の歩道が狭い。
⑦-2	環状七号線から上沼田公園に向かう区道の一部には歩道がないところもあった。

**ルート1 ⑧ 上沼田公園**



⑧-1



⑧-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑧-1	出入口に柵（車止め）が固定されており、車椅子やベビーカーが入れない。
⑧-2	公園全体が道路より高くなっており、段差が生じている。出入口が急坂になるため、車椅子は介助がないと入りにくい。
⑧-3	十分なスペースがあるにもかかわらず障がい者対応トイレがない。
⑧-4	電灯が少なく暗い。避難場所としての用途も考えると電灯も必要。
⑧-5	置き石や敷石の凹凸等があり、園内の移動が不自由。
⑧-6	水飲み場は誰にとっても水が飲みやすい施設としてほしい。

⑧-3



⑧-4・5



**ルート1 ⑨ 上沼田公園～環七通り**



⑨-1・2

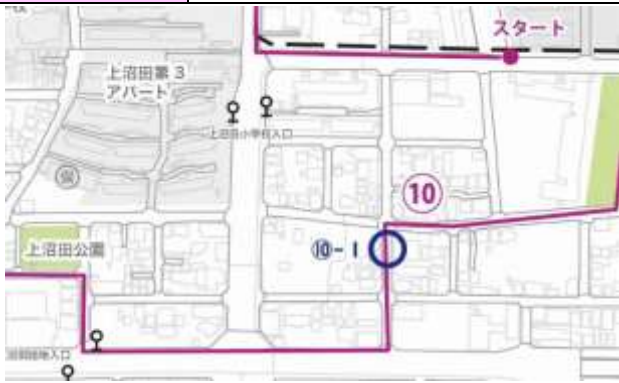


⑨-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑨-1	歩道が狭い。
⑨-2	歩道に電柱がある箇所が一部ある。
⑨-3	バス停（上沼田団地入口）に屋根がない。

**ルート1 ⑩ 環状七号線～上沼田東公園**



⑩-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑩-1	環状七号線から入った区道の歩道が狭い。
⑩-2	民家の植物の枝が歩道に突き出しているところがある。

**ルート1 ⑪ 上沼田東公園**



⑪-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑪-1	車止めを外さないと車椅子やベビーカーでは公園に入れない。

**ルート1 ⑫ 尾久橋通り～西新井大師西駅**



⑫-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑫-1	点字ブロックのコントラストが少し低く、視覚に障がいをお持ちの方には見えにくい。

**ルート2 ① スタート地点～尾久橋通り**



①-1



①-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①-1	歩道が車道側に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい。
①-2	車道から歩道に上がる部分に段差がある。点字ブロックから連続する箇所は段差を設け、連続しないところはフラットにできるとよい。
①-3	視覚障がい者誘導用ブロックが歩道の建物側に敷設されており、車椅子等が歩道の建物側を通る場合には少し狭い。
①-4	歩道が所々狭い場所がある。自転車の往来も多く、接触の危険性がある。
①-5	店の旗、樹木（枝等）が歩道に出てきている。
①-6	駅前広場から西側の道路に入るところで、尾久橋通りから来る車と、駅前広場から来る自転車や人との交差が危険なので解消できるとよい。
①-7	駅前広場で傾斜している箇所がある。

## ルート2 ② 尾久橋通り～環七通り



②-1



②-2・3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
②-1	歩道が狭く歩きにくい箇所がある。車椅子や自転車がすれ違う時に待てる場所があるとよい。
②-2	路面が凸凹している。
②-3	尾久橋通りからバス停まで視覚障がい者誘導用ブロックが必要ではないか。
②-4	車椅子がバスに乗降する際には道を大きく占有し自転車の通行を妨げるため、バス停前後の歩道に「バス停徐行」等の表示があるとよい。

## ルート2 ③ 環七通り～高野小学校



③-1



③-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
③-1	歩行者専用道の入り口に固定された車止めがあり、車椅子が通行しにくい。
③-2	路側帯の白線の内側に電柱があり、通行できる部分が狭い箇所がある。ガードレール等もなく、車の通行（トラック、宅急便）もあるので危険。
③-3	縁石が斜めにカットされていると視覚障がい者には分かりにくいのではないかと。車椅子用に一部だけカットにしてはどうか。
③-4	足立西高校北側の歩道には点字ブロックが必要ではないか。

③-3



③-4





**ルート2** ④ 高野小学校～上沼田第二公園



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
④-1	路側帯の白線の内側に電柱があり、通行できる部分が狭い箇所がある。ガードレール等もなく、車の通行（トラック、宅急便）もあるので危険。
④-2	歩行者専用道を抜けたところに歩道がなく、連続性がない。上沼田第二公園までの経路に歩道が整備されるとよい。

ルート2

⑤ 上沼田第二公園 \*エリアデザイン計画実施事業



⑤-1



⑤-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑤-1	出入口に段差がある箇所がある。
⑤-2	園内の勾配がきつい箇所がある。
⑤-3	公園の入り口付近やベンチ付近の舗装タイルが波打っている箇所がある。
⑤-4	芝生の中のベンチは車いすではアクセスしにくい。
⑤-5	トイレの外観デザインや換気が改善されるとよい。
⑤-6	車椅子用トイレと女性用トイレが兼用で、女性が使える便器がひとつだけなので、故障したら困るのではないか。
⑤-7	トイレに危険時（緊急時）のボタンがあったらよい。
⑤-8	誰もが利用できるトイレとして、一時停車できる駐車スペースを設置してほしい。
⑤-9	公園全体の案内板があるとよい。
⑤-10	公園の大きさの割には設備等が少ない。

⑤-3



⑤-4



⑤-5・6



**ルート2 ⑥ 上沼田第二公園～（東京女子医大通り）～スーパーベルクス**



⑥-1



⑥-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑥-1	公園に隣接する歩道が、公園の樹木の根によって狭くなっており通行しにくい。
⑥-2	東京女子医大通りにおいて、横断歩道と歩道の部分の段差が大きい。
⑥-3	スーパーベルクスの周辺は、路側帯の白線はあるものの狭い。

⑥-2



⑥-3



**ルート2 ⑦ スーパーベルクス～上沼田南どんぐり公園**



⑦-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑦-1	車椅子の出入りをやすくしてほしい。

**ルート2 ⑧ 上沼田南どんぐり公園\*バリアフリー化実施済公園**



⑧-1



⑧-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑧-1	公園の入口が分かりにくい。また、歩道に接続していない。
⑧-2	公園の周回部の園路からアクセスできるベンチがあるとよい。
⑧-3	ベンチ下のタイル舗装が狭く、ベンチの向きも園路と逆向きなので、車椅子や歩行車でのアクセスが難しい。また、タイルの溝の幅が少し広いので、シルバーカーなどは車輪が挟まるかもしれない。
⑧-4	洋式トイレがあるとよい。
⑧-5	トイレの出入口は防犯面も考えた構造としてほしい。
⑧-6	換気の問題があるが、換気扇を設置する際は外観のデザインも考慮してほしい。
⑧-7	公園内にも外灯を設置してほしい。
⑧-8	案内板を主な出入口に設けてほしい。
⑧-9	水飲み場の表示があるとよい。

⑧-3



⑧-5



**ルート2 ⑨ 上沼田南どんぐり公園～上沼田第二公園**



⑨-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑨-1	健康ロードの入口にある車止めは、車椅子で通ることができなかった。

**ルート2 ⑩ 上沼田第二公園～東京女子医大通り**



⑩-1・2



⑩-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑩-1	区道（車道）の端をガードパイプで区切って歩道としているため、傾斜がある。
⑩-2	ガードパイプで区切られた歩道が狭い。
⑩-3	セブンイレブンの交差点部分に点字ブロックがない。

**ルート2 ⑪ 東京女子医大通り～東京女子医科大学附属足立医療センター～江北麒麟公園**



⑪-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑪-1	女子医大の駐車場の出入口（設置予定場所）付近の歩道については安全に通行できるように検討が必要。
⑪-2	女子医大周辺から外れた、道が狭くなるところにミラーを設置してほしい。また、十字路に街灯を設置してほしい。
⑪-3	案内標識（歩行者案内サイン）を設置してほしい。

**ルート2** ⑫ 江北麒麟公園～江北駅 \*アクセス道路事業でエリアデザイン計画に位置づけ有



⑫-1



⑫-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑫-1	メディカルクリニック前のガードパイプで区切られた歩道が狭い。ガードパイプはもう少し車道寄りに設置してあるとよい。
⑫-2	駅の近くは歩道も路側帯もない。車道と歩道の区切りが必要ではないか。

**ルート3** ① スタート地点～上沼田第六公園



①-1



①-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
①-1	駅周辺の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法が不適切な箇所が散見された。また江北駅前広場の駐輪スペースと視覚障がい者誘導用ブロックが近いので、もう少し離れた方がよいのではないかと。
①-2	駅近くの案内図は日暮里舎人ライナー利用者向けと考えられるため、配置位置を再検討した方がよいのではないかと。
①-3	横断歩道の歩車道の境界部分の段差の処理について検討してほしい。
①-4	点字ブロックがあるとよい。

①-3



**ルート3 ② 上沼田第六公園**



②-1



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
②-1	公園の規模の割には遊具が少ないように感じる。

**ルート3 ③ 上沼田第六公園～江北バス通り**



③-1



③-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
③-1	江北バス通りは歩道がない。路側帯があるが、狭く、電柱もあるので危険である。
③-2	東京女子医大通りの江北バス停に、住民が自主的に椅子など座れるものを設置していて良いと思うが、公的な椅子を置くことはできないか。

### ルート3 ④ 江北バス通り～江北平成公園



④-2



④-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
④-1	東京女子医大通りのアスファルト舗装の歩道が数か所、浮き上がっていた。(平らになっていなかった)
④-2	東京女子医大通りの電柱の地下化はできないか。
④-3	足立医療センターの前の信号機は、病院の正面から東京女子医大通りを渡れるよう、一基増やすか、北側(病院の正面)にずらした方がよいのではないか。

### ルート3 ⑤ 江北平成公園



⑤-1



⑤-3



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑤-1	公園の出入口からトイレまで視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、公園の正面ではない出入口であった。公園正面の出入口からトイレまでの誘導ブロックがあるとよい。
⑤-2	だれでもトイレの中にベビーベッドや大型ベッドがあるとよい。
⑤-3	「男性の大便」をどこでたせばよいのか、サイン等でわかりやすくなるとよい。
⑤-4	ベンチの数がもう少し多くてもよい。ベンチの真ん中に仕切りがない形状の方がよい。
⑤-5	周辺地図等があるととてもよい。



**ルート3 ⑥ 江北平成公園～足立児童相談所**



⑥-1・2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑥-1	歩道が狭い。
⑥-2	歩道に点字ブロックを設置してほしい。

**ルート3 ⑦ 足立児童相談所～地域包括支援センター江北**



⑦-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑦-1	地域包括支援センター等の施設に至るまで、各公共交通機関からの動線を確保するとともに、案内サイン等の設置をしたほうがよいのではないか。
⑦-2	(江北上沼田児童遊園について) 遊具やベンチ等がもっとあったほうがよいのではないか。

**ルート3 ⑧ 地域包括支援センター江北～東京女子医大通り**



⑧-1・2



⑧-1・2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑧-1	セブンイレブン前の交差点は、保育所もあり自転車の通行もあるので、信号が必要ではないか。
⑧-2	セブンイレブン前の交差点は、横断歩道が分かりづらく、また、横断歩道を渡ってから歩く方向も分からない。
⑧-3	セブンイレブン前の交差点は、都・区の歩道ともに視覚障がい者誘導用ブロックを設置してほしい。設置時は車椅子、ベビーカーに配慮してほしい。

⑧-1・2



⑧-1・2



**ルート3 ⑨ 東京女子医大通り～東京女子医科大学附属足立医療センター**



⑨-2



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑨-1	歩道と車道の上に段差がある。
⑨-2	歩道に視覚障がい者誘導用ブロックを設置してほしい。
⑨-3	病院の東側の道路にも視覚障がい者誘導用ブロックを敷いてほしい。

**ルート3 ⑩ 東京女子医科大学附属足立医療センター～江北駅**



番号	まち歩き点検で挙げられた意見
⑩-1	アクセス道路には視覚障がい者誘導用ブロックを設置してほしい。
⑩-2	(江北麒麟公園について) 歩道の段差切下げがない箇所があった。また、ベンチで暑さをしのげるような木陰等があるとよい。芝生部分が少ないのが残念。

### (3) 足立区バリアフリー協議会の開催概要

足立区バリアフリー協議会では、江北周辺地区を対象に、利用者の視点でバリアフリー化の問題点や課題を抽出しました。

#### バリアフリー協議会の実施概要

回（開催日）	検討内容
第9回 （令和2年7月7日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区別計画（区役所周辺地区編）における特定事業計画及びその実施報告</li> <li>・ 地区別計画（江北周辺地区編）の策定について</li> </ul>
第10回 （令和2年10月15日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民部会及び事業者部会の開催報告</li> <li>・ 地区別計画（江北周辺地区編）（案）について</li> </ul>
第11回 （令和3年2月4日） ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立区バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）のパブリックコメントの結果及びバリアフリー地区別計画（江北周辺地区）（案）について</li> <li>・ 足立区バリアフリー地区別計画の次期策定地区について</li> <li>・ 足立区バリアフリー協議会の開催方法や議題について</li> </ul>

#### 参加団体

- ・ 足立区まちづくり推進委員会
- ・ 足立区友愛クラブ連合会
- ・ 足立区女性団体連合会
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 京成電鉄株式会社
- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社
- ・ 東武バスセントラル株式会社
- ・ 朝日自動車株式会社
- ・ 株式会社新日本観光自動車
- ・ 東京都 交通局 自動車部
- ・ 警視庁 千住警察署
- ・ 警視庁 竹の塚警察署
- ・ 国土交通省 関東運輸局
- ・ 国土交通省 関東地方整備局
- ・ 東京都 建設局 東部公園緑地事務所
- ・ 足立区障害者団体連合会
- ・ 足立区地域保健福祉推進協議会
- ・ 足立区商店街振興組合連合会
- ・ 東武鉄道株式会社
- ・ 東京地下鉄株式会社
- ・ 東京都 交通局 総務部
- ・ 日立自動車交通株式会社
- ・ 京成バス株式会社
- ・ 国際興業株式会社
- ・ (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- ・ 警視庁 西新井警察署
- ・ 警視庁 綾瀬警察署
- ・ 東京都 都市整備局
- ・ 東京都 建設局 第六建設事務所

## 資料4 足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧

---

### 足立区バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 重点整備地区の選定に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係事業者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

## (部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

## (庁内検討会)

第9条 協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

2 庁内検討会は、区職員により構成する。

## (書面会議)

第10条 協議会及び部会は、緊急に会議を開催する必要がある場合、天変地異、感染症等の影響で、会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができるものとする。ただし、書面による会議の対象とする案件は、委員が書面によっても内容を明確に理解できるものに限ることとする。

2 書面会議の実施方法等については、都市建設部長が別に定める。

## (謝礼)

第11条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

## (事務局)

第12条 協議会の事務局は、都市建設部都市計画課及びユニバーサルデザイン担当課に置く。

## (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則（27足都都発第1357号 平成27年10月9日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（28足都都発第744号 平成28年7月1日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（2足都都発第2810号 令和3年3月3日 都市建設部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

## 足立区バリアフリー協議会委員一覧

区分	役職名	備考
学識経験者	宇都宮大学 教授（地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科）	会長
	東京電機大学 教授（未来科学部建築学科）	副会長
関係団体 代表者	足立区まちづくり推進委員会 まちづくりカウンセラー	
	足立区障害者団体連合会 事務局長	
	足立区友愛クラブ連合会 女性委員会 副委員長	
	足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会 特別部会員	
	足立区女性団体連合会 会長	
	足立区商店街振興組合連合会 副理事長	
関係事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 副課長	
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部 建築土木課長	
	京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	
	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	
	首都圏新都市鉄道株式会社 技術部 次長 兼 計画課長	
	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	日暮里舎人ライナー
	東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 業務課長	
	日立自動車交通株式会社 バス事業部	
	朝日自動車株式会社 運輸部 課長	
	京成バス株式会社 営業部 乗合営業課長	
	株式会社新日本観光自動車 営業課長	
	国際興業株式会社 運輸事業部 運輸企画課長	
	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	都営バス
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 常任理事 足立支部 支部長		
関係行政 機関	警視庁 千住警察署 交通課長	
	警視庁 西新井警察署 交通課長	
	警視庁 竹の塚警察署 交通課長	
	警視庁 綾瀬警察署 交通課長	
	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 課長	
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通政策担当課長	
	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	
	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	
東京都 建設局 東部公園緑地事務所 工事課長		
足立区	政策経営部長	
	福祉部 障がい福祉推進室長	
	都市建設部長	
	都市建設部 道路整備室長	
	都市建設部 みどりと公園推進室長	
	都市建設部 建築室長	
事務局	都市建設部 都市計画課長	
	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課長	
	都市建設部 都市計画課 ユニバーサルデザイン担当係長	
	都市建設部 都市計画課 景観計画係	

## 足立区バリアフリー地区別計画 (江北周辺地区編)

発行年月：令和3年3月

発行：足立区都市建設部都市計画課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



バリアフリー地区別計画を  
10地区で策定予定。  
令和2年度現在、  
2地区で策定済みです。

